

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第92号	
事故等名	押船月星丸被押台船月星一号乗揚	
発生年月日時刻	平成20年3月24日18時15分ごろ	
発生場所	広島県呉市早瀬瀬戸	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月3日 広島・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船長に損傷状況について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 押船 月星丸 150トン	
船舶番号	137081	
船舶所有者等	月星海運株式会社	
船種・船名・総トン数	B 台船 月星一号 78.3m×13m×6.3m	
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等	月星海運株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長 三級海技士(航海)	
	B	
負傷者	A 負傷者 なし	
	B	
損傷	A 左舷中央ビルジキール曲損	
	B 損傷なし	
事故等の経過	A船は、鋼材2,999トンを積載したB船を押し、広島県呉港を出港し、阪神港堺泉北區に向け呉市早瀬瀬戸を航行中、平成20年3月24日18時15分ごろ、船底に何か接触したような衝撃を感じた。 同瀬戸通過後、ビルジ、船体振動等の調査をしたが異常を認めず、航行に支障はなく、翌日、阪神港堺泉北區に入港した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、浅所を隔てる針路を選定しなかったか、又は、船が浅所に接近したことに気付かず航行した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押し航行中、浅所を隔てる針路を選定しなかったか、又は、浅所に接近して航行していることに気付かなかつたため、両船が浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	